

ハイヤー・タクシー業における階段、栈橋を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
2	16~17	トイレを借りようとした際、階段で踏み外し足首を負傷したものである。	68	100 ～ 299
5	8~9	当社2階事務所において電話番をしていた際、下階の社長宛に電話があった為呼びに行こうとして急いでいたので靴を履いた時靴の踵を踏んだままの状態です階段を下りた為足を滑らせてしまい尻から落ちた（2~3m滑り落ちた）。	59	10 ～ 29
6	8~9	会社内にあるトイレで清掃業務を終えて、事務所へ戻ろうとしていた際、水掃除で濡れていた石段で滑り、上段より下段まで落ちた。	66	50 ～ 99
7	15~16	階段を下りた際に転倒し、負傷した。 トイレに行く時に負傷した。	66	50 ～ 99
7	7~8	社屋1階階段にて転倒し、右肩を負傷したものである。	54	50 ～ 99
9	4~5	会社の外階段を降りる際、足を滑らし2段程落下、地面に右膝を強打した。	70	300 ～ 499
9	9~10	業務で1階に用があり、2階の事務所から階段を下りる際、足を踏みはずし転倒して左腕を骨折した。	59	10 ～

				29
10	7～8	2階事務所から1階車庫に移動中、階段上部踊り場から足を踏み外し、落下し負傷した。	65	50 ～ 99
11	5～6	被災当日は前日の朝にタクシー営業車両で出庫、業務に就いた。翌日早朝に入庫し、営業車両の洗車、納金、入庫時の点呼等を終えて、帰宅しようと会社正面の階段を下りていた。後3段位のところで誤って転倒し、落下して負傷したものである。	69	50 ～ 99
12	9～10	集金したお金を事務所2Fへ届けて、階段を下りる際に、おどり場より下2段下りたところ、足を滑らせて下まで落ちた。	63	30 ～ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html